

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

自治体争訟における
対応ポイント③鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント！

自治体では、事務執行に伴い生ずる様々な訴訟や審査請求への対応が求められます。そこで、前回に続き、こうした対応に必要なポイントについて考えてみたいと思います。

②

権限法と自治体訴訟の遂行

(1) 権限法の意義

自治体が当事者となる訴訟については、本来自らの職員を指定代理人としたり、弁護士を選任して訴訟を遂行します。しかし、訴訟の内容によっては、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律^①（以下「権限法」という。）に基づき、自治体が法務大臣に対して訴訟内容についての報告義務を負ったり、法務大臣に訴訟遂行を依頼できる場合があります。

まず、法務大臣に対する報告義務についてです。行政事件訴訟法第11条第1項などの規

定による自治体を被告とする第1号法定受託事務に関する訴訟又は自治体の行政庁を当事者とする第1号法定受託事務に関する訴訟が提起された場合には、権限法第6条の2第1項の規定に基づき法務局訟務部あるいは地方法務局訟務部門を通じて、訴訟の概要等を法務大臣に報告する義務があります。

【国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律】

第6条の2 行政事件訴訟法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第1号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第1号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

2～5 略

このうち、「行政事件訴訟法第11条第1項：…の規定による地方公共団体を被告とする第1号法定受託事務に関する訴訟」とは、例えば、生活保護申請却下処分に対する取消訴訟、産業廃棄物処理施設設置許可取消処分に対する取消訴訟などです。なお、第1号法定受託事務に関わるものであっても国家賠償請求訴訟はこれに含まれないことは言うまでもありません。次に「地方公共団体の行政庁を当事者とする第1号法定受託事務に関する訴訟」とは、例えば、公職選挙法に定めのある選挙の効力を争うことを目的に選挙管理委員会を被告として争うような特殊な訴訟です。

【公職選挙法】

（衆議院議員又は参議院議員の当選の効力に関する訴訟）

第208条 衆議院議員又は参議院議員の選挙において、当選をしなかつた者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等を含む。）で当選の効力に関し不服があるものは、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当

該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）を、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、第101条第2項、第101条の2第2項、第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による告示の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。ただし、衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における選挙又は当選の効力に関する事由を理由とし、当選の効力に関する訴訟を提起することができない。

2・3 略

権限法第6条の2第1項に基づく報告を受けて、法務大臣は、主張立証の方針や具体的主張等について、助言・勧告を行うことができます（権限法第6条の2第3項）。

【国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律】

第6条の2 1・2 略

3 地方公共団体を当事者とし又は地方公共団体の行政庁を当事者若しくは参加人とする前2項に規定する訴訟に係る当該地方公共団体の事務（前項の参加に係る事務を含む。）については、法務大臣は、当該地方公共団体に対し、助言、勧告、資料提出の要求及び指示をすることができる。ただし、指示については、法務大臣が国の利害を考慮して必要があると認める場合に限る。

4・5 略

また、法務大臣は、自治体の長と協議の上、所部の職員を指定代理人に選任して、訴訟を行わせることができます（権限法第6条の2第4項）。さらに、この場合において、法務大臣が必要と認める場合には、第1号法定受託事務に係る各大臣の所部の職員で法務大臣の指定する者を指定代理人に加えることもできます（同条第5項）。

【国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律】

第6条の2 1・3 略

4 法務大臣は、前項の訴訟について、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、同項の地方公共団体の長に協議して、所部の職員でその指定するもの又は訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせることができる。

5 法務大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項の地方公共団体の長及び当該地方公共団体が処理する第1号法定受託事務に係る各大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項若しくはデジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第4条第2項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第5条第1項に規定する各省大臣をいう。）に協議して、当該各大臣の所部の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

なお、権限法第6条の2第1項に基づく報告の事務そのものも第1号法定受託事務とされています（権限法第10条）。

【国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律】

第10条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、第2条第3項（前条において準用する場合を含む。）に規定する職員に係るもの並びに第6条の2第1項及び第2項（前条において準用する場合を含む。）の規定により処理するものは、第1号法定受託事務とする。

以上が権限法第6条の2の趣旨なのですが、法定受託事務といえども自治体の事務に変わりはないので、当該自治体の訴訟遂行方針を尊重し、現実には同法第6条の2第3項に定めるような助言・勧告が行われたり、法務大臣が指定する職員（法務省の訟務検事や訟務官）による訴訟遂行がなされることは、ほとんどありません。どうしても法務大臣の有する訟務検事や訟務官といった優れた人的資源を活用して訴訟を遂行したい場合には、次に説明する権限法第7条第1項に基づいて法務大臣に訴訟遂行を積極的に求めることとなります。

（2）権限法第7条と訴訟遂行

訴訟当事者となった自治体は、当該訴訟の

帰趨が今後の法定受託事務の遂行に大きな影響を及ぼすことが想定される場合には、権限法第7条第1項に基づき法務大臣に対して訴訟遂行を求めることができます。この際に併せてその旨を総務大臣に通知する必要があります（権限法第7条第2項）。

訴訟遂行を求めることができるのは、国の利害に係ると法務大臣が判断した事件です。第1号法定自治事務に係る取消訴訟はもちろんですが国家賠償請求訴訟であってもよいのです。手続的には、法務大臣に対して実施請求をした上で、総務大臣への求意見を経て、法務大臣が判断することになります（権限法第7条第1項、第3項^⑦）。

【国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律】

第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

2 地方公共団体がその事務に関する訴訟について前項の請求をするときは、併せてその旨を総務大臣に通知しなければならない。

3 第1項の請求があつた場合において、

法務大臣は、国の利害を考慮して必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合において、地方公共団体の事務に関する訴訟については、法務大臣は、総務大臣の意見を求めるものとする。

4 前項の規定は、地方公共団体、独立行政法人その他の公法人が弁護士を訴訟代理人に選任し、第1項の訴訟を行わせることを妨げない。

法務大臣が権限法第7条事件として対応する場合には、高い訴訟遂行能力を有する法務大臣が指定する職員と協力して訴訟を遂行することが可能となりますが、訴訟の当事者はあくまで、当該自治体です。このため、実務では、答弁書（案）や準備書面（案）を自治体の指定代理人あるいは自治体を選任する訴訟代理人たる弁護士がまず作成し、当該案について、訟務官及び訟務検事らによる確認・修正などを得て、法務局訟務部の訟務部長の決裁が行われ、その後、訟務官を通じて裁判所へ提出されることになります。このため、各期日への対応がかなりタイトな日程を覚悟する必要があります。

どのような事件が権限法第7条により法務

大臣の実施事件となるかは、イメージが持てないかもしれません。そこで、実際に筆者が担当した事例について紹介します。その事例とは、産業廃棄物処理業等を目的とする事業者である原告が、訴外Aとの間で産業廃棄物たる「汚泥」の運搬を委託したにもかかわらず、その旨の契約書面を作成しなかったことを理由として岡山市長が原告に対して行った10日間の事業停止処分は、改良土である土砂を産業廃棄物たる「汚泥」と誤認するなどしてなされた違法なものであるとして、その取消しを求めたものです^⑤。

この事例においては、廃棄物処理法第2条に定める「廃棄物」該当性が争点になりました。産業廃棄物たる「汚泥」については、天日乾燥やセメントなどを用いて、乾燥させたものを有価物である「改良土」として売買し、廃棄物処理法で求められる適正処理を回避するという問題が生じていました。こうした点を踏まえ、裁判の結果が国における今後の廃棄物行政に大きな影響を与えるとして、廃棄物処理法を所管とする環境省とも協議の上権限法第7条に基づく実施請求を行い、これが認められました。

なお、原告の事業者は、10日間の業務停止処分により、営業上の損害を被ったとして、国家賠償法第1条に基づく損害賠償請求も提

起したため、同訴訟も権限法第7条に基づく実施請求を行った結果、争点が先に提起された取消訴訟と同様であることから、法務大臣の実施事件となりました^⑥。

注

(4) 同法の詳細な逐条解説として、南博方・高橋滋・市村陽典・山本隆司編『条解 行政事件訴訟法（第5版）』（弘文堂、2023年）1063頁以下がある。

(5) 報告制度の詳細については、法務省のホームページ「法定受託事務に関する訴訟の報告制度」https://www.moj.go.jp/shounmu/shounmukouhou/kanbou_shomu_shomu09-1.html（2025年4月25日閲覧）を参照。

(6) 法務省の訟務組織については、法務省ホームページ「訟務の組織」<https://www.moj.go.jp/content/00132508.pdf>（2025年4月25日閲覧）を参照。

(7) 大阪高判昭和43・10・31行裁例集19巻10号1701頁は、次のとおり、自治体から権限法第7条に基づく請求があつた場合において、訴訟を行わせることの必要の有無についての判断は大臣の自由な裁量に委ねられているとする。すなわち、「右規定の体裁および文言、ならびに行為の性質から考えると、訴訟を行なわせることの必要の有無についての判断は大臣の自由な裁量にゆだねられていると

解するのを相当とする。したがって、『国の利害を考慮して』とあるのを被控訴人ら主張のように狭く解釈して、国と地方公共団体等との間にその主張のような直接の利害関係が存しない限り、法務大臣は指定を行なつてはならないと解するのは正当ではない……被控訴人らは、法務大臣がその所部の職員をして本件訴訟をなさしめることは、国が地方自治および教育行政の独立を犯すことになる」と主張するが、地方公共団体からの請求を待つて訴訟代理人を指定するのであるから、法務大臣がその指定する者をして訴訟を行なわしめても、地方自治や教育行政の独立を犯すことにはならない。被控訴人らは、いわゆる国の指定代理人が訴訟を行うときは、いたずらに国費を使用して訴訟を遅延せしめ、被控訴人らを事実上圧迫することとなるから、憲法32条を空文化するものであると主張するが、国の指定代理人が訴訟の完結を必ずしも遅延せしめるものでないことは、日ごろ訴訟を通じて一般に経験するところである。被控訴人らの主張は当たらない」とする。

(8) 一審では、岡山市長の処分が適法とされた

(岡山地判平成14・10・1判自264号77頁)

が、控訴審では、処分が違法であるとされた

(広島高判平成16・7・22判自264号60頁)。

(9) 一審で、事業者の請求が一部認められてい

る(岡山地判平成18・6・21判時1961号133頁)。

●第80号(2025年2月発売) 定価 1,430円(税込)

・特集 単身高齢者支援と自治体

急増する単身高齢者の現状と課題
単身高齢者の居住支援
単身高齢者の社会的孤立と求められる支援
単身高齢者の金銭管理等の取扱い
公営住宅における単身高齢者の遺品整理

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
寒川町議会基本条例
山梨県物流基盤の強化に関する条例

・トピックス

『「ごみ屋敷」対策に関する調査＜調査結果に基づく通知＞』の概要
「高齢社会対策大綱」の概要について
「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会報告書」の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい

フリーコール(通話料無料)
受付時間: 月～金 9時から17時

TEL: 0120-953-431
FAX: 0120-953-495

Web
サイト

URL: <https://gyosei.jp>

